東京都教育委員会教育長　藤田裕司　様

２０２０年１２月２６日

東京都教育委員会による東京都立特別支援学校教員・田中聡史さんへの 12.25 再処分発令に怒りを込めて抗議し、処分の即時撤回を要請する！

許すな！「日の丸・君が代」強制、止めよう！安倍・菅政権の改憲・教育破壊　全国ネットワーク★連絡先：「ひのきみ全国ネット」代表世話人・小野政美（TEL・FAX 052-916-7655）

東京都教育委員会による、12 月 25 日付の東京都立特別支援学校教員・田中聡史さんへの不当な再処分発令に抗議し、処分の即時撤回を要請する！

本要請書に対する回答を、「ひのきみ全国ネットワーク」連絡先宛に求める。

１．東京都教育委員会（東京都教委）は、１２月２５日、最高裁で減給処分の取り消しが確定した東京都立特別支援学校教員・田中聡史さんに対して、今から７年９ヶ月前の事案での新たな戒告処分を出し直す再処分を決定し、１２月２５日付で処分発令を強行した。

２．田中聡史さんからは、１２月２５日に、＜今日は終業式。昼前に児童を無事に下校させ、疲れ切った体で教室の掃除と消毒をしている最中の呼び出しでした。過去の不起立について、昨年から３回も「事情聴取を行いたい」と打診を受けていたので、また事情聴取のことか、と思いながら校長室に入ると、中には校長の他に教育庁の職員が２名おり、処分が発令されました。内容は、戒告処分２件でした。この処分は２０１３年３月と４月の卒業式入学式での不起立に対して出されたもので、２０１９年３月に東京「君が代」裁判第四次訴訟の最高裁決定で、それらの不起立に対して出されていた減給処分を取り消された後の再処分です。東京都教育庁は、私が「事情聴取を行う際は代理人弁護士を同席させて欲しい」と要請していたにもかかわらず、結局「事情聴取」すら行わず、突然処分を発令しました。私は、「弁明の機会も設けずに処分するのは不当だ」と抗議し、発令通知書等は受け取ったものの、受け取り確認の署名は拒否しました。史上最も長かった２学期を終え、教育行政から労いの言葉の一つくらいかけられてもよい時に、抜き打ちのように再処分とは、腹が立つよりむしろ呆れました＞との再処分発令時の報告があった。

３．最高裁（第一小法廷）は、２０１９年３月２８日、東京「君が代」裁判四次訴訟において、減給処分取消を認めた東京高裁判決を不服とした東京都教委の上告受理申立を不受理とする決定をした。この決定によって、当該特別支援学校教員・田中聡史さんの卒業式（２０１３年３月）及び入学式（２０１３年４月）での４回目・５回目の不起立に対する減給処分（減給１０分の１・１月）を取り消した東京高裁判決（２０１８年４月１８日）が確定し、東京都教委が敗訴した。

４．しかしながら、今回、東京都教委は、違法な処分をしたことを反省もせず被処分者である田中聡史さんに謝罪するどころか、最高裁決定から１年９ヶ月も経って、田中聡史さんに改めて戒告処分２件を出し直す再処分を行ったのである。

５．私たちは、東京都教委による田中聡史さんに改めて戒告処分２件を出し直す再処分に対し、満身の怒りを込めて抗議し、今回の再処分の即時撤回を求めるものである。

６．今回東京都教委の再処分を受けた田中聡史さんは、再処分に向けての「弁明の機会」である「事情聴取」での「代理人弁護士の同席」を求めたが、東京都教委は、これに回答することなく無視し、しかも「事情聴取」さえ行なわず、１２月２５日、終業式の日に突然、再処分発令を強行したのである。私たちは、再処分に至るこれら一連の経緯に関しても強く抗議するものである。

７．今回の再処分は、減給処分を違法としたこれらの司法の判断を重く受け止めるどころか、その趣旨を無視して、新たに戒告処分を出し直す再処分によって教職員を萎縮させ屈服させようとする都教委の異常な権力的意思を改めて示したものである。

８．上記最高裁決定は、従来の最高裁判決（２０１２年1月１６日及び２０１３年9月6日）に沿って、不起立の回数を理由により重い処分を科す都教委の累積加重処分に歯止めをかけたものである。これにより最高裁、東京高裁、東京地裁で取り消された減給・停職処分は、延べ７６件・６５名になり、また、「日の丸・君が代」を強制する東京都教委による「１０．２３通達（２００３年）」に基づく懲戒処分の数は延べ４８４名となった。また、再処分の総数は１９名（２０１３年１２月・7名、２０１５年3月・１名、２０１５年4月・８名、２０１８年2月・2名、２０２０年１２月・１名）となった（「被処分者の会」のまとめによる）。

９．東京都教委が今なすべきことは何か。それは、東京都教委がこれまでの司法の判断を謙虚に受け止め、違法な処分により筆舌に尽くしがたい精神的、経済的損害を被った被処分者への謝罪と名誉回復・権利回復を早急に行うことである。また、司法により違法とされた処分を行った組織の在り方を点検し、責任の所在を明らかにし、再発防止策を講ずるとともに、「１０．２３通達」に基づく校長の職務命令、懲戒処分、再発防止研修など「日の丸・君が代」強制・処分・思想転向研修等の一連の施策を抜本的に見直し反省することである考える。

１０．私たち、憲法で保障された思想信条の自由を侵害する「日の丸・君が代」強制に反対する全国の教員・退職教員・保護者・市民が結集する＜許すな！「日の丸・君が代」強制、止めよう！安倍・菅政権の改憲・教育破壊　全国ネットワーク＞は、今回の東京都教育委員会による都立特別支援学校教員・田中聡史さんへの 12.25 再処分強行に対し、満身の怒りを込めて抗議するとともに、今回の再処分の即時撤回を求めるものである。

　今回の再処分は、菅政権による「学問の自由」・「表現の自由」を侵害する不当不法な学術会議会員６名の任命拒否とその意図が通底するものであり、決して許されるものではない。

　私たちは、あくまでも憲法で保障された「思想・信条・良心・表現の自由」を侵害する「日の丸・君が代」強制に反対するとともに、今回の東京都教委による不当・不法な田中聡史さんへの処分撤回と今後予想される被処分者への「思想転向研修」阻止の闘いを、全国各地の多くの人々と共に闘い抜くことをここに宣言するものである。